

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 北九州市立もじ少年自然の家の指定管理者の指定【子ども家庭局子ども家庭部青少年課】 1012
- 北九州市立かぐめよし少年自然の家、北九州市立もじ少年自然の家及び北九州市立玄海青年の家における使用料の徴収事務の委託【子ども家庭局子ども家庭部青少年課】 1013
- 北九州市立商工貿易会館における使用料の徴収事務の委託【産業経済局新成長戦略推進室】 1014
- 北九州市立第1緑地保育センター及び北九州市立第2緑地保育センターの親子宿泊事業における使用料の徴収事務の委託【子ども家庭局子ども家庭部保育課】 1015
- 平成24年度版北九州市の環境及び平成25年度版北九州市の環境の売払代金の収納事務の委託【環境局環境政策部総務課】 1016
- 放置自転車の移動及び保管【建設局総務部管理課】 1017

◇ 市選挙管理委員会

- 北九州市議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨【市選挙管理委員会事務局選挙課】 1023

北九州市告示第155号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号）第9条の2の規定により北九州市立もじ少年自然の家の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年4月19日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定したもの	指定する期間
北九州市立もじ少年自然の家	玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

北九州市告示第156号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立かぐめよし少年自然の家、北九州市立もじ少年自然の家及び北九州市立玄海青年の家における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年4月19日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の名称	受 託 者		委託期間
	名 称	住 所	
北九州市立かぐめよし少年自然の家	玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体	北九州市小倉北区堺町一丁目6番15号	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
北九州市立もじ少年自然の家	玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体	北九州市小倉北区堺町一丁目6番15号	
北九州市立玄海青年の家	玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体	北九州市若松区高須西一丁目14番13号	

北九州市告示第157号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立商工貿易会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年4月19日

北九州市長 北橋健治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州商工会議所	北九州市小倉北区紺屋町13番1号	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

北九州市告示第158号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立第1緑地保育センター及び北九州市立第2緑地保育センターの親子宿泊事業における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年4月19日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
社会福祉法人北九州市福祉事業団	北九州市八幡東区中央二丁目1番1号	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

北九州市告示第159号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、平成24年度版北九州市の環境及び平成25年度版北九州市の環境の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成25年4月19日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
株式会社積文館書店ブックセンタークエスト小倉本店	北九州市小倉北区馬借一丁目4番7号	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
ひびき灘開発株式会社	北九州市若松区浜町一丁目18番1号	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
タカミヤ・マリバー里山を考える会 共同事業体	北九州市八幡東区前田企業団地1-1	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

北九州市告示第160号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月19日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還業務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局総務部管理課（電話582-2271）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	6台	平成25年3月27日	北九州市門司区西海岸一丁目3番 西海岸自転車保管所

J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	5 8 台	平成 2 5 年 3 月 8 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	1 台	平成 2 5 年 3 月 2 1 日	
	6 7 台	平成 2 5 年 3 月 2 6 日	
	8 台	平成 2 5 年 3 月 1 8 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 7 台	平成 2 5 年 3 月 1 4 日	
上記以外の小倉北区自転車放置禁止区域外	2 台	平成 2 5 年 3 月 1 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	4 台	平成 2 5 年 3 月 4 日	
	6 台	平成 2 5 年 3 月 6 日	
	1 4 台	平成 2 5 年 3 月 7 日	
	1 台	平成 2 5 年 3 月 1 1 日	
	4 台	平成 2 5 年 3 月 1 2 日	
	1 4 台	平成 2 5 年 3 月 1 4 日	

	4台	平成25年 3月18日	
	2台	平成25年 3月19日	
	3台	平成25年 3月21日	
	15台	平成25年 3月22日	
	6台	平成25年 3月28日	
J R 下曾根駅周辺地区 自転車放置禁止区域	19台	平成25年 3月19日	北九州市小倉南区八重洲町 16番 八重洲自転車保管所
J R 朽網駅周辺地区自 転車放置禁止区域	2台	平成25年 3月12日	
上記以外の小倉南区自 転車放置禁止区域外	5台	平成25年 3月1日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所
	1台	平成25年 3月4日	
	1台	平成25年 3月7日	
	2台	平成25年 3月12日	
	1台	平成25年	

		3月18日	
	1台	平成25年 3月19日	
	3台	平成25年 3月21日	
	1台	平成25年 3月25日	
	1台	平成25年 3月26日	
若松渡船場周辺地区自 転車放置禁止区域	3台	平成25年 3月11日	北九州市若松区響南町8番 小石自転車保管所
上記以外の若松区自転 車放置禁止区域外	2台	平成25年 3月5日	
	1台	平成25年 3月6日	
	4台	平成25年 3月7日	
	1台	平成25年 3月14日	
	1台	平成25年 3月15日	
	1台	平成25年 3月25日	

	1台	平成25年 3月27日	
	1台	平成25年 3月28日	
J R 八幡駅周辺地区自 転車放置禁止区域	2台	平成25年 3月13日	北九州市八幡西区築地町1 0番 築地自転車保管所
上記以外の八幡東区自 転車放置禁止区域外	2台	平成25年 3月7日	
	1台	平成25年 3月18日	
	1台	平成25年 3月25日	
J R 黒崎駅周辺地区自 転車放置禁止区域	12台	平成25年 3月21日	
J R 折尾駅周辺地区自 転車放置禁止区域	45台	平成25年 3月25日	北九州市八幡西区長崎町2 番
J R 本城駅周辺地区自 転車放置禁止区域	12台	平成25年 3月15日	
上記以外の八幡西区自 転車放置禁止区域外	9台	平成25年 3月25日	北九州市八幡西区築地町1 0番 築地自転車保管所
J R 九州工大前駅周辺 地区自転車放置禁止区 域	24台	平成25年 3月22日	北九州市戸畑区三六町13 番 三六自転車保管所

J R 戸畑駅周辺地区自 転車放置禁止区域	10台	平成25年 3月6日
--------------------------	-----	---------------

北九州市選挙管理委員会告示第21号

平成25年1月27日執行の北九州市議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する第2回目以降の収支報告書の要旨は、別紙のとおりである。

平成25年4月16日

北九州市選挙管理委員会
委員長 疋田慶一

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

平成25年1月27日執行 北九州市議会議員一般選挙（若松区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

（法定選挙運動費用額） 5,443,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	野村 まゆみ	所属党派	民主党	期間	平成25年3月12日 から 平成25年4月10日 まで	第4回分
出納責任者氏名	三宅 義一					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	0 円	人件費	10,000 円	
				家屋費		
				選挙事務所費	0	
				集合会場費	0	
				通信費	0	
				交通費	0	
				印刷費	0	
				広告費	0	
				文具費	0	
その他の寄附	0 件	0		食糧費	0	
				休泊費	0	
その他の収入		0		雑費	0	
今回計			0	今回計	10,000	
前回計			1,800,000	前回計	1,320,137	
総計			1,800,000	総計	1,330,137	
支出のうち公費負担相当額				項目	金額	
				ポスターの作成	301,350 円	
報告書受理年月日	平成25年4月10日			第4回報告分		